

令和 7 年度 住宅改造費助成事業

利用の手引き

<問い合わせ先>

加古川市 介護保険課 給付係

【電話 079 - 427 - 9125 (直通)】

加古川市 住宅改造費助成事業

既存住宅を高齢者等に対応した住宅に改造するためのバリアフリー化工事に対して、費用の一部を助成します。

◆助成を受けるための条件（次の①から③全てを満たす方）

①日常生活に支障のある者がいる世帯で、次のいずれかに該当する世帯

- ・要介護または要支援の介護認定を受けた被保険者のいる世帯
- ・身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた者のいる世帯

②改造を施工される家屋に居住している方それぞれの収入が次の要件を満たす

- ・給与収入のみの方であれば、前年分の給与収入金額が 800 万円以下
- ・給与収入のみ以外の方であれば、前年分の所得金額が 600 万円以下

※世帯員のうち、1人でも上記の所得要件を満たしていない場合は助成対象になりません。

※世帯分離している場合、または住民票上の住所が異なる場合であっても、同一家屋に居住する場合は、同一世帯とみなします。対象者を税扶養の対象としている方も同一世帯とみなします。

※令和7年6月30日までに申請された場合は前々年中の所得で判断します。

令和7年1月1日に加古川市に居住していない場合、申請時期に対応した所得課税証明書等が必要になります。

③過去に「住宅改造助成金」「住宅改修費」の支給を受けていない

住宅改造助成金の助成申請は、原則として1軒の家に対して1回限りとなります。

また、要介護（支援）認定を受けている方については、介護保険の住宅改修費支給と一体的に利用することとされており、以前に介護保険の住宅改修費の支給を受けている場合は、残額の有無にかかわらず、住宅改造の助成を受けることはできませんのでご注意ください。ただし、対象者の身体状況が著しく変わり、過去に行った改修では生活することが困難である場合には、再申請が可能になる場合もありますのでご相談ください。

◆助成申請について＜事前手続き＞

・「住宅改造費助成申請書」の提出

工事着工前に介護保険課窓口に住宅改造費助成申請書を提出してください。

※申請前に、住宅改造工事に着手している場合は助成の対象になりません。

※要介護（支援）認定を受けた被保険者の場合は、介護保険の住宅改修費にかかる申請書も同時に提出してください。

※身体障害者手帳・療育手帳の交付を受け、加古川市日常生活用具給付事業の対象となる場合は一体的に利用してください。

※住宅改造助成事業の申請者は生計中心者又は住宅所有者となります。生計中心者とは、対象者の属する世帯のなかで、最も所得の多い方です。

・「耐震診断」の受診

建築基準法が改正された昭和56年5月31日以前に着工した住宅は、原則、耐震診断(簡易耐震診断を含む)の受診が必要です。(耐震診断の受診が不要となる場合は、住宅改造費助成申請書提出時に介護保険課へお伝えください。)

※**市の簡易耐震診断を受診される場合は、受付期間が令和7年11月28日までとなります。状況により、受付期間よりも早く締め切る場合もありますので、ご注意ください。**耐震診断に関しては、加古川市ホームページをご覧ください。加古川市建築指導課(079-427-9263)までお問い合わせください。

・その他

比較的大規模な工事（工事費総額300万円程度）を行う場合は、事前に介護保険課までご相談ください。

◆助成の対象となる工事

令和8年2月2日までに申請、令和8年2月27日までに完了届を提出できる工事で、日常生活において現に支障となっている部分の解消を図る工事が対象となります。将来に向けての予防的な工事や単に古くなったものを新しく取り替える工事については、助成対象になりません。また、新築や改築の工事は助成対象になりません。

※令和8年2月27日までに完了届の提出がない場合は、助成できません。

※要介護（支援）認定を受けた被保険者の場合は、介護保険の住宅改修費支給と同時の申請となりますので、要介護（支援）認定期間内に工事を着工し完了しなければ、助成対象になりません。また、工事完了以前に事業対象者に移行すると支給できませんので、ご注意ください。

◆助成の金額について

$$\left[\begin{array}{l} \text{①助成対象経費} \\ \text{(上限 100 万円)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{②住宅改修費支給限度基準額} \\ \text{(上限 20 万円)} \end{array} \right] \times \text{③助成率} = \text{助成額} \\ \text{(住宅改造費)}$$

① 助成対象経費

- ・ 助成対象となる工事の費用を積算したもの。
※必ずしも見積額＝助成対象経費になるとは限りません。
※天井・壁工事や老朽化にかかる工事などは対象外です。
- ・ 合計額の上限は 100 万円となります。

② 住宅改修費支給限度基準額

- ・ 介護保険の住宅改修費支給または加古川市日常生活用具給付事業の対象となる場合は、支給限度基準額（20 万円）を差し引きます。対象者が 2 人いる場合は、20 万円×2 人＝40 万円を差し引きます。

③ 助成率

- ・ 世帯の生計中心者の課税状況により助成率が異なります。

所得税課税世帯(税額 7 万円超)	1 / 3
所得税課税世帯(税額 7 万円以下)	1 / 2
その他の世帯	2 / 3
生活保護受給世帯	3 / 3

【例】 対象者：要介護 3 の被保険者（介護保険の負担割合は 1 割）

助成対象経費：80 万円 世帯：所得税課税世帯（7 万円以下）

$$\left[\text{① 80 万円(助成対象経費)} - \text{② 20 万円 (介護保険住宅改修費支給限度基準額)} \right] \\ \times \text{③ } 1 / 2 \text{ (所得税課税 (7 万円以下) 世帯)} = \text{30 万円 (住宅改造費助成事業の助成額)} \dots (A)$$

$$\text{② 20 万円 (介護保険住宅改修費支給限度基準額)} \times 9 \text{ 割 (介護保険給付分)} \\ = \text{18 万円 (介護保険住宅改修費の支給額)} \dots (B)$$

$$\star \text{総支給額 (A+B)} = \text{48 万円}$$

※居宅介護（介護予防）住宅改修費支給や加古川市日常生活用具給付事業の支給対象外となる場合は、①助成対象経費×③助成率で助成額を算出します。

◆助成金の支払方法について

以下の2種類の支払方法からご希望の方法をお選びいただき、施工業者にお伝えください。

償還払い

工事後、一旦工事費用全額を施工業者に支払ってください。完了届の受理、完了審査の実施後に、申請者に助成金を交付します。

受領委任払い

工事後、工事費用全額から助成金額を差し引いた残額を施工業者に支払ってください。完了届の受理、完了審査の実施後に施工業者に助成金を交付します。

《受領委任払いについて》

工事費用全額から助成金額を差し引いた残額を施工業者に支払うことで、支払い時の一時的な負担が軽減されます。助成金は、直接市から施工業者に支払います。

ただし、介護保険課に登録している施工業者でしか受領委任払いは選択できませんのでご注意ください。

注意

悪徳リフォーム業者にご注意ください！

- 見積書は2社以上の見積りを取ることをおすすめします。
- 見積書が一式金額のみ記載されているような場合は、「一個いくらの何を何個取りつけるのか」「1㎡何円の工事を何㎡行うのか」「どこのメーカーの型式何番の器具を取りつけるのか」が詳細に書かれた見積内訳明細書を必ず作成してもらってください。その内容、金額に納得したら契約してください。
- 必要のない工事は、はっきりと断るようにしましょう。

◆申請に必要な書類について

【工事前】 ★見積書、図面、写真の工事項目ごとに共通の番号を振ってください。

- ①【償還払い】介護保険住宅改修費事前申請書・理由書
【受領委任払】介護保険住宅改修費支給申請書・理由書

【要介護（支援）認定者のみ】

②住宅改造費助成申請書

※生計中心者又は住宅所有者が申請者となります。

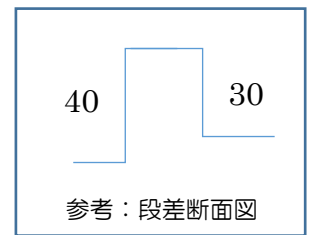
③工事費見積書（工事箇所ごと）

※宛名は、申請者と対象者の連名で記載してください。

④工事図面（施工前、施工後）

※工事箇所だけではなく生活導線がわかるように作成してください。

※段差解消の場合は、段差断面図も含みます。



⑤工事予定箇所の写真（撮影年月日がわかるもの）

⑥耐震診断に関する必要書類（例）建築確認通知書・登記簿謄本・資産証明書など

⑦その他必要書類（ユニットバスや便器の仕様書など）

⑧自宅付近の地図（車を止められる場所に印をつけてください。）

⑨現地調査希望日程調査票

⑩住宅改造費受領委任払届出書（受領委任払のみ）

⑪所得課税証明書及び源泉徴収票又は確定申告書の写し等

※令和7年1月1日に加古川市に居住していない場合に必要になります。

【工事後】

- ①【償還払い】介護保険住宅改修費事前申請書受理通知書
介護保険住宅改修費支給申請書

【要介護（支援）認定者のみ】

【受領委任払】介護保険住宅改修費支給申請書受理通知書

②住宅改造費助成事業助成金請求書

③住宅改造費助成事業工事完了届

④委任状（申請者以外の口座を指定する場合）

⑤領収書

※宛名は、申請者と対象者の連名で記載してください。

※償還払いの場合は工事費用全額、受領委任払いの場合は助成決定通知に記載の
自己負担額と同額で領収してください。

⑥工事費請求内訳書

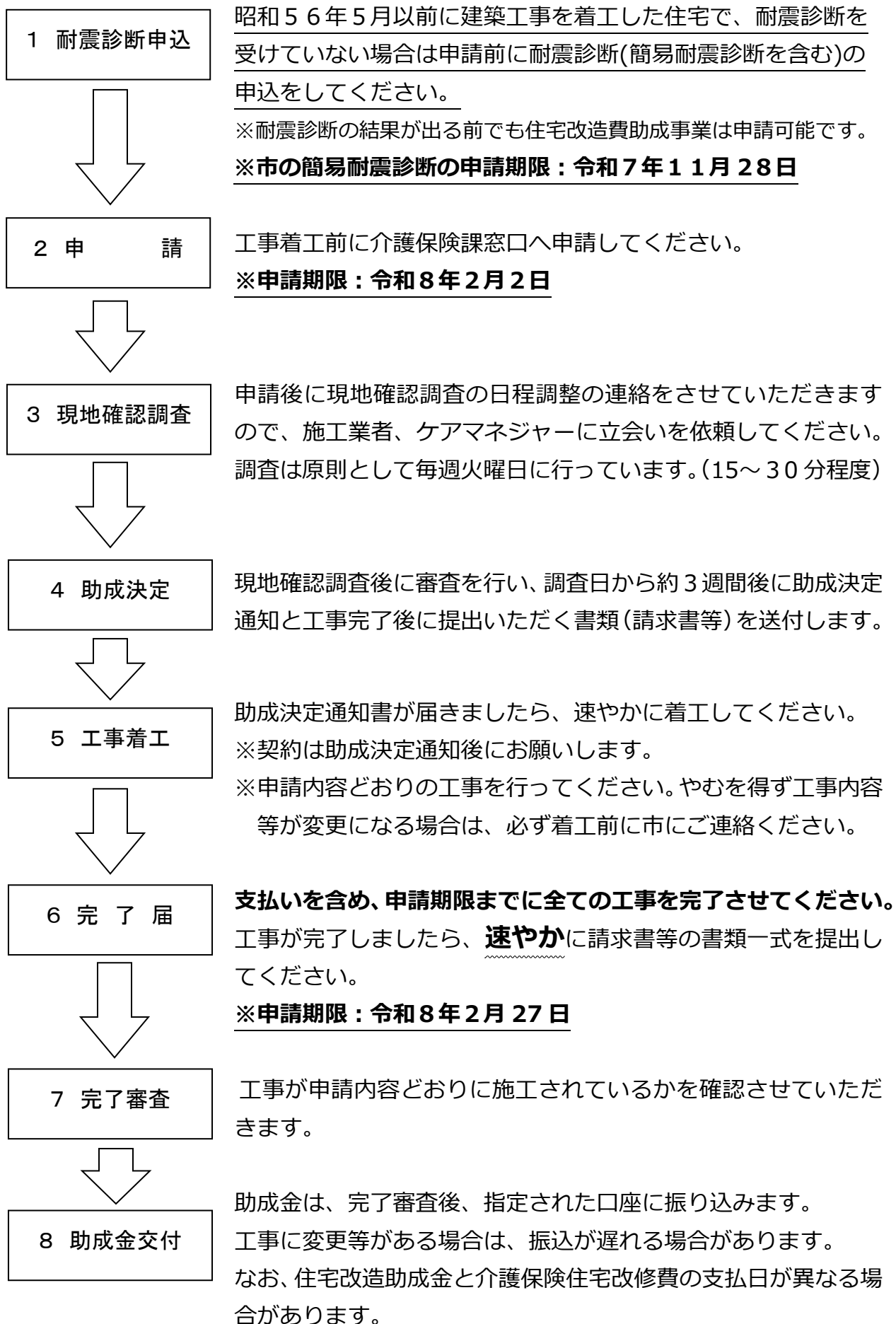
※宛名は、申請者と対象者の連名で記載してください。

⑦工事後の写真（撮影年月日がわかるもの）

⑧耐震診断報告書（耐震診断の受診をされた場合）

★①～④については助成決定時に送付します。

◆助成金交付までの流れ



住宅改造での注意点

原則、申請後の工事内容の変更は認められません。申請は、工事内容や金額を確定してから行ってください。やむをえず工事内容等が変更となる場合は、**必ず着工前に**市にご連絡ください。

《写真作成時の注意点》

- ・ 黒板等を書いて撮影するなど、必ず撮影年月日がわかるようにしてください。
- ・ 段差解消、浴槽取替、開口幅確保等の高さまたは幅に条件がある工事の現場写真は、メジャーをあてるなど、必ず**施工前後**の高さまたは幅がわかるように撮影してください。
- ・ 目印となるものが入るように撮影し、手すり等の取り付け位置全体がわかるようにしてください。手すり等の取り付け位置のみをアップで撮影されると箇所の特定制定ができないため再提出をお願いすることがあります。

《見積書作成時の注意点》

- ・ 見積書は住宅改造費助成申請書の**申請者と対象者**の連名で作成してください。
- ・ 見積書は以下のように記載してください。
 - ① 工事箇所毎（浴室・洗面所、便所、玄関、居室、廊下・階段、その他）に分ける。
 - ② 工事箇所毎にさらに各工事毎（手すりの取付、床の嵩上げ、便器の取替等）に部材費、大工手間、解体撤去費、給排水工事費、諸経費等を分ける。
※天井・壁等の対象外工事についても分けて記載してください。
※全体の工事に対して一式の金額では助成金の算出ができませんのでご注意ください。
- ③ 振込手数料は助成対象外です。あらかじめ見積書に振込手数料の具体的な金額を明記してください。

トイレ

○便器

- ・ 一般的には、和式便器から洋式便器への取替えが対象です。洋式便器から洋式便器への取替えは、対象者の身体状況に適した高さの便器の取替えの場合のみ対象となります。**多職種で検討**し、便座の取替えが必要と判断した場合は、検討内容を**必ず理由書に**記載してください。
※洋式便器から洋式便器への取替えの場合は、施工前後の便器の高さがわかるようにメジャー等をあてて撮影してください。
- ・ 非水洗和式便器から水洗〔簡易水洗〕洋式便器に取り替える場合、水洗〔簡易水洗〕化の工事の部分は対象外です。

玄 関

○式台

ボルト等で固定する場合のみ対象となります。

※工事完了後の写真は、固定したことがわかるように撮影してください。

浴室・洗面所

○ユニットバスへの取替え

以下の条件をすべて満たす商品への取り替えの場合に、ユニット一式経費のうち一部が対象となります。いずれかでも条件を満たさない場合は、浴室にかかる経費全てが対象外となりますのでご注意ください。

なお、マンションやアパート等の共同住宅の場合で、条件を満たすことが難しい場合は、事前にご相談ください。

- ① 出入口がグレーチング等により段差解消されていること
- ② 出入口の有効開口が65cm以上確保されていること
- ③ 浴槽出入りのための手すりが設置されていること

※①、②は施工前後の変化がわかるようにメジャー等をあてて撮影してください。

※対象となるのはバリアフリーにかかる部分のみのため、見積書は一式ではなく、項目ごとに分けて作成してください。

(例：手すり、床、浴槽、扉、水栓 等)

その他

○段差解消工事

屋内、屋外ともに設計寸法で**3mm以下**となる場合のみ対象となります（式台設置などは除く）。

○配管工事

助成対象工事を行う上で必要な場合のみ対象となります（屋内部分のみ）。

○大工手間

助成対象工事と助成対象外工事がある場合は、助成対象工事部分のみ対象となります。

○天井、壁工事

天井は対象になりません。壁については、手すり取り付け時の補強・開口幅確保の場合などは対象になります。

注意

支給対象となるのは、自宅敷地内の工事のみです。

公道にかかる場合は、道路関連法令に抵触しないか等、申請者の責任において必ず確認してください。